様式２

**愛護会会則**

　（名称及び事務所）

第１条　本会は、　　　　　 　　　愛護会と称し、その事務所を会長宅におく。

　（目的）

第２条　本会は、　　　　 　　　　 を愛護して、その管理と美化清掃を行い、住民から 親しまれ、愛される場所とすることを目的とする。

　（事業）

第３条　本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)公園緑地愛護会

　 ｱ 公園内の除草、清掃及び低木類の剪定等

　 ｲ その他本会の目的達成に必要な事業

(2)河畔緑地等愛護会

ｱ 緑地等の除草、清掃及び低木類の剪定等

ｲ その他本会の目的達成に必要な事業

(3)街路樹愛護会

ｱ グリーンベルト及び植樹帯内の除草､清掃及び低木類の剪定等

ｲ その他本会の目的達成に必要な事業

　（組織）

第４条　本会に次の役員をおく。

　(1) 会長 １人

　(2) 副会長 若干名

　(3) 会計 若干名

　(4) 幹事 若干名

　(5) 監査 若干名

２　役員の任期は１年とし、再選を妨げない。

３　会長は、本会を統括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

５　幹事は、本会の重要事項を審議し、会務を執行する。

６　会計は、会の経理にあたる。

７　監査は、会計を監査する。

　（顧問）

第５条　本会に、顧問をおくことができる。

２　顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

　（会議）

第６条　本会の会議は、役員会及び総会とする。

２　役員会は必要により随時開催し、総会は年１回開催する。ただし、必要により臨　時総会を開催することができる。

　（会計）

第７条　本会の会計は、市からの報奨金、町内からの助成金又は寄付金、その他の収　入をもってこれに充てる。

２　会計は、毎年　月に始まり、　月末日に終わる。

　　　附　則

　この会則は、令和　　年　月　日より施行する。